

令和7年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

9月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和7年7月分)	・・・	1
2. 秋の全国交通安全運動 推進要綱	・・・	5
3. 9月30日は事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日です!	・・・	8
4. 令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	・・・	10
5. 過労死等防止対策セミナーの開催について	・・・	12
6. 改善基準告示解説セミナーの開催について	・・・	14
7. 乗務員講習会のご案内について	・・・	16
8. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内について	・・・	18
9. 陸運業の安全衛生管理実務者研修のご案内について	・・・	21
10. 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱	・・・	22
11. 陸運業のための熱中症予防対策マニュアル	・・・	32
12. 陸災防香川県支部の皆様へ	・・・	56
13. 「eナスバ」 スタートのお知らせ	・・・	57
14. 会員名簿の変更について(令和7年9月1日付)	・・・	58

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和7年7月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和7年7月の運賃指数の概要

1. 令和7年7月の運賃指数は、前月比4ポイント増、前年同月比4ポイント増の135となった。
2. 7月末現在の求車登録件数は、124,336と前年同月比18,590減(13.0%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,638
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	96,637

※令和7年度は令和7年7月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

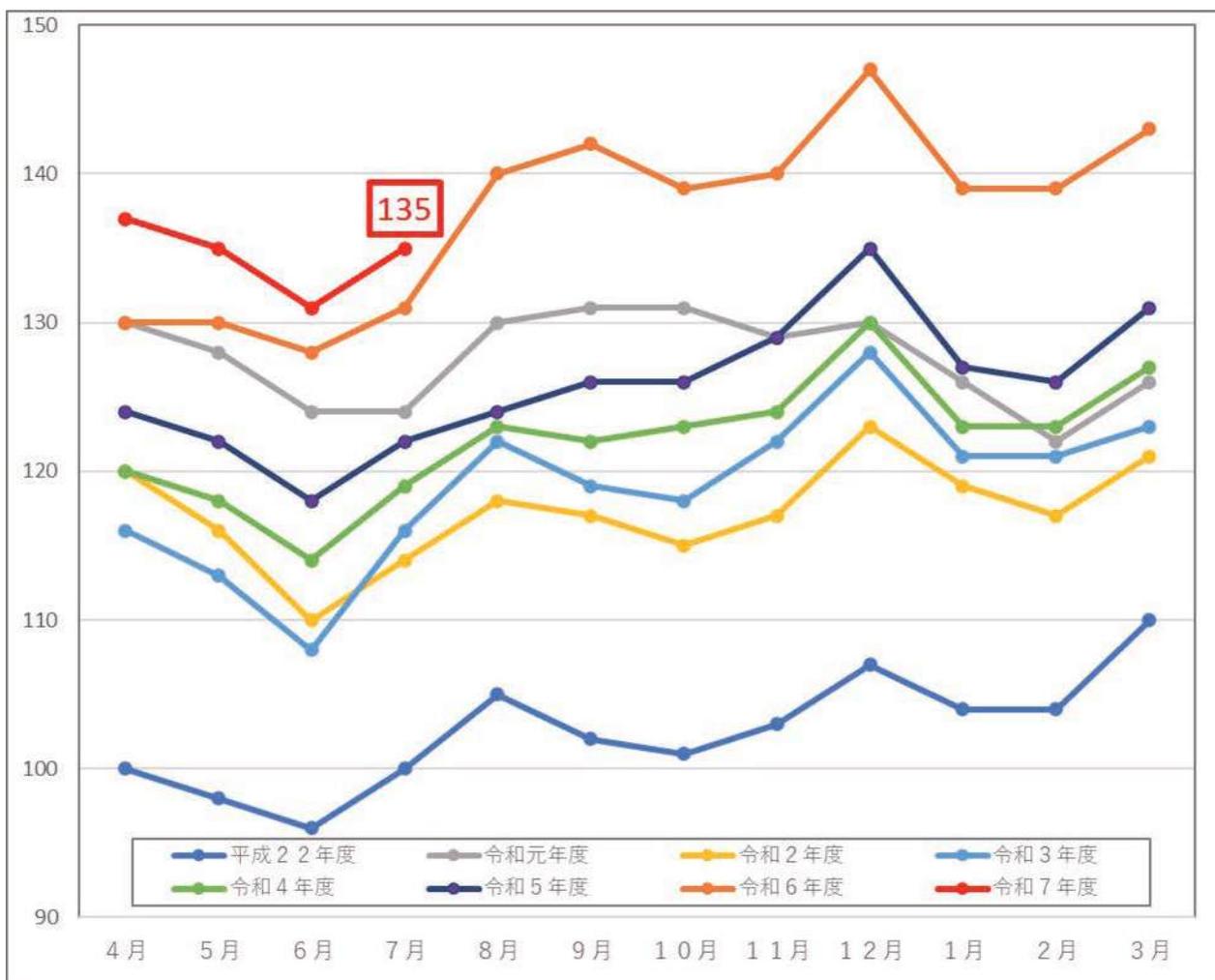
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	447,208

荷物情報 (求車)	令和7年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	124,336	-18,590	-13.0%	39,529	46.6%
成約件数	24,778	-539	-2.1%	2,238	9.9%
成約率	19.9	2.2ポイント	—	-6.6ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135								

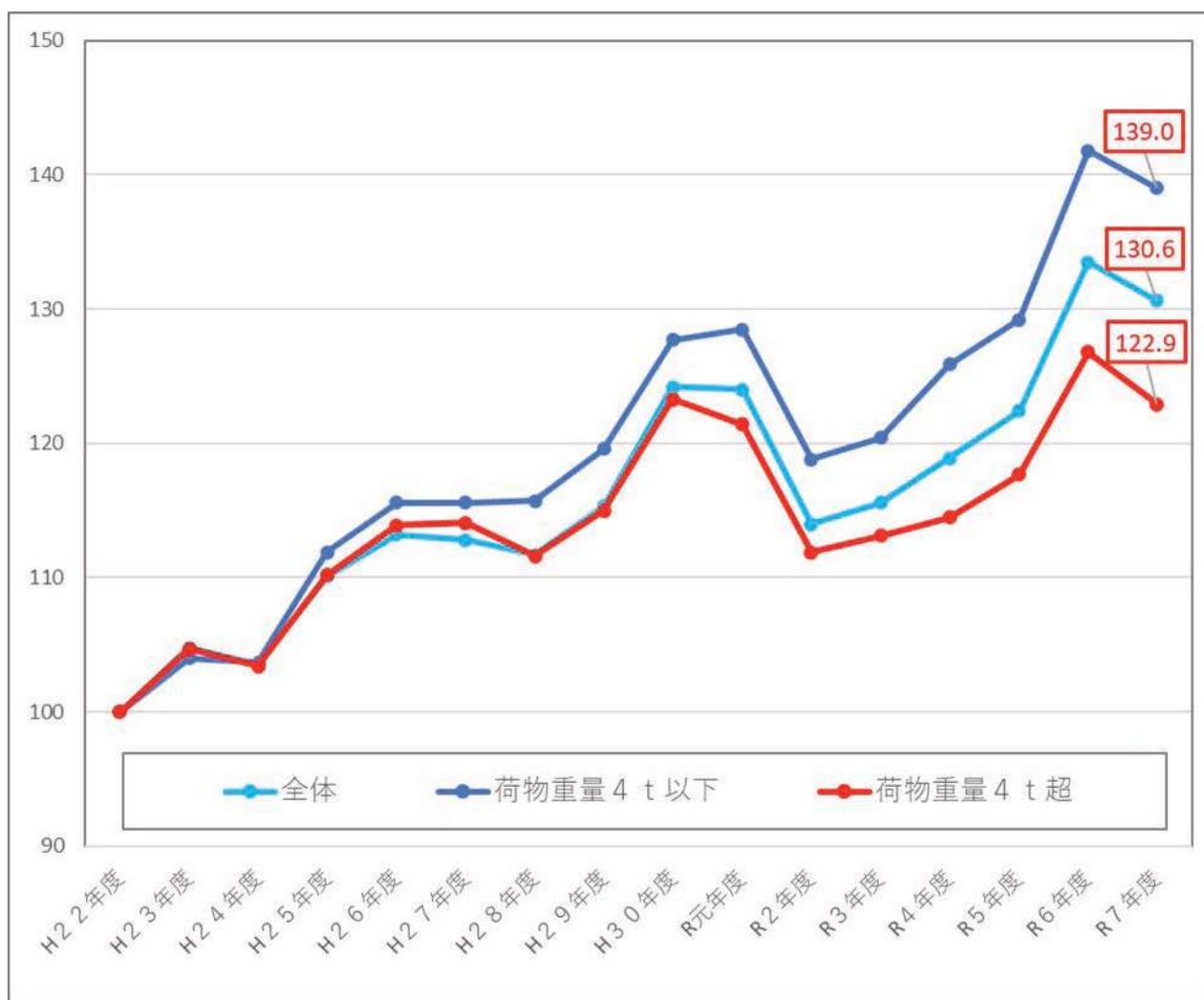


※グラフは平成23年度～平成30年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	130.6
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	139.0
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	122.9



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 戸塚
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

令和7年

秋の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和7年9月21日(日)～令和7年9月30日(火)

9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 4 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

運動の推進要領

○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車、デジタルサイネージ等、各種媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の向上を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

○ 各推進機関・団体

- ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や交通安全指導、広報啓発活動を積極的に推進する。

効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

令和7年 秋の全国交通安全運動 運動重点と推進項目

重点1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

○歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

○歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 通学路、未就学児童を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進



重点2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

○ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進



○飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

○妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



○夕暮れ時以降の交通事故防止対策

- 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

○運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

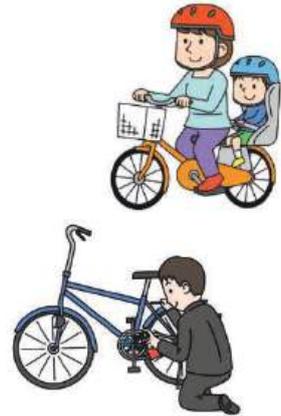
○二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若年層のみならず、中年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

- 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進



○自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進
- 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

○特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進



重点4 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターを活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル（#8080：シャープハレバレ）の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

重点5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



4月10日※・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です!



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故も根絶には至っていません!

交通事故ゼロの実現に向けて 安全運転の確保に努めましょう!

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です!

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の拘禁刑又は**50万円以下の罰金**
違反点数 **25点** **免許取消**(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の拘禁刑又は**100万円以下の罰金**
違反点数 **35点** **免許取消**(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

6か月以下の拘禁刑又は**10万円以下の罰金**
違反点数 **3点** 反則金(大型車) **2万5千円**

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の拘禁刑又は**30万円以下の罰金**
違反点数 **6点** **直ちに刑事手続きへ**



ながらスマホ

とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの**最高速度が時速90キロに引き上げられました***が、**不正改造(リミッター解除)**などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)**や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く
※実際の道路標識等の最高速度が優先

速度超過等



運転マナーを遵守しよう!

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう!

トラック輸送に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、環境対策(アイドリングストップ、騒音等)についてのご意見は右記までお願いします。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/jppan/maibox.html>



令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和7年4月22日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和7年9月1日(月)から9月30日(火)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	同左
		3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
			2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷
			3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和7年9月1日(月)～9月30日(火)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月14日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

以上

令和7年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和7年度 過労死等防止対策セミナー ～健康起因事故の削減を目指して～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、標記セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催で実施します。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

セミナー内では、講演のほか、グループ編成による意見交換を行います。他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得ていただくことで、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を目指すこととしています。

トラックドライバーの健康管理ならびに各事業所の健康起因事故削減のために是非ご参加ください。

敬具

記

1. 日 時 令和7年9月16日(火) 13:30～16:30
2. 場 所 ホテルパールガーデン 本館2階 讃岐
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社大阪支店 担当者
4. 内 容
 - (1)過労死等と健康起因事故の現状と国の動向、生活習慣の改善の必要性・重要性(座学)
 - (2)トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える(グループワーク)
 - (3)健康チェックシートの使用法と解説(個人ワーク・座学)
 - (4)健康管理の取り組み確認について(グループワーク)
 - (5)健康管理の取り組み状況 資料集の解説(座学)
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 募集人数 定員64名(定員になり次第締め切ります。)
7. 申込方法 別添「参加申込書」にご記入頂き、お申し込みください。
8. 持 参 物 名刺2枚・筆記用具
9. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(一社)香川県トラック協会
10. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会適正化事業課(担当 明石)
11. その他 Gマーク申請の加点対象です。(管理者・ドライバー共に3点)

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課 宛
(返信先FAX番号) 087-821-4974

令和7年度過労死等防止対策セミナー
～健康起因事故の削減を目指して～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者 ①	所属・役職	
	氏名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏名	
受講者 ③	所属・役職	
	氏名	

※定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

〈締切日〉 令和7年9月4日(木)

令和7年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣

令和7年度「改善基準告示解説セミナー」開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）についての解説セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催により下記のとおり開催いたします。

つきましては、参加を希望される方は下記申込書にて10月16日（木）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和7年10月28日（火） 13時30分より
2. 場 所 ホテルパールガーデン 本館2階「讃岐」
3. 内 容 (1) 改善基準告示改正の趣旨
(2) 改善基準告示の改正内容の解説
(3) Q&Aの解説
(4) 36協定の解説 等
4. 講 師 株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬氏
5. 申込方法 「参加申込書」にご記入の上、10月16日までFAXでご返信ください。
6. 問 合 先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381

以上

令和7年 月 日

香川県トラック協会 適正化事業課 あて

「令和7年度「改善基準告示解説セミナー」参加申込書

事業者名 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者① ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	
受講者② ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	
受講者③ ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	

(注1) 1社最大3名までといたします。筆記用具は必ずご持参ください。

(注2) 当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。

【締切日】 令和7年10月16日(木)

【返信先FAX番号】 087-821-4974

令和7年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和7年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第118回	令和7年 9月13日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第119回	9月13日(土) 13:30 ~ 16:30	
	第120回	令和7年 10月25日(土) 9:00 ~ 12:00	
	第121回	10月25日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第118回(AM) ・ 第119回(PM) ・ 第120回(AM) ・ 第121回(PM)			小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第118回(AM) ・ 第119回(PM) ・ 第120回(AM) ・ 第121回(PM)			小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)	第118回(AM) ・ 第119回(PM) ・ 第120回(AM) ・ 第121回(PM)			小型

※ 香ト協（FAX 087-821-4974）へ申し込みください。

令和7年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・8回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和7年 4月10日(木)	第5回	10月9日(木)
第2回 6月5日(木)	第6回	12月4日(木)
第3回 7月10日(木)	第7回	令和8年 1月22日(木)
第4回	第8回	2月5日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和7年 5月22日(木)	第5回	令和8年 1月15日(木)
第2回 7月3日(木)	第6回	3月5日(木)
第3回		9月18日(木)
第4回		11月6日(木)

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和7年 4月10日(木)		10月 9日(木)
終了	6月 5日(木)		12月 4日(木)
終了	7月10日(木)		令和8年 1月22日(木)
	9月11日(木)		2月 5日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和7年 5月22日(木)		令和8年 1月15日(木)
終了	7月 3日(木)		3月 5日(木)
	9月18日(木)		
	11月 6日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

参加費
無料

陸運業の 安全衛生管理実務担当者研修

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和7年 **10月9日(木) 13:30～16:00**

会場：香川県トラック総合会館5階大会議室
高松市福岡町3丁目2-3

研修の内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

参加対象者

- ・安全衛生推進者に選任されている方
- ・陸運業で主に安全衛生管理を担う方
- ・今後、安全を担当する予定の方 等

- ・ 定 員 : 40名(先着順です)
- ・ 申込締切 : 9月30日(火) ただし、定員に達し次第締め切ります。
※受講票等は送付しません。
- ・ 受講証明 : 受講者には、受講証明書をお渡します。

(本研修は、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先 : 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)香川県支部 TEL 087-851-6251

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

送信先FAX 087-821-4974

ふりがな 参加者氏名	①	②
事業場名		
所在地	〒 —	
電話・担当者氏名	TEL() —	ご担当者

※ご記入いただいた情報は本セミナー及び当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和6年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b 研修等による両立支援に関する意識啓発

c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備

d 個人情報保護のための適切な情報管理

e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備

f 両立支援コーディネーターの活用

g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施

b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施

d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

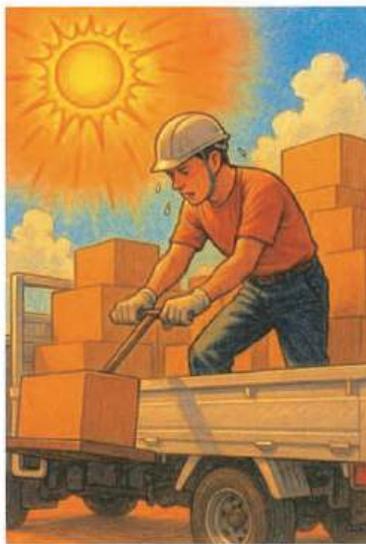
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

陸運業のための 熱中症対策マニュアル



陸運業のための熱中症対策マニュアル

目次

1 熱中症とは？	1
2 熱中症はなぜ起こる？	2
3 熱中症を予防するために	4
4 熱中症に関する法令改正	9
5 陸運業の熱中症事例	16
6 熱中症連絡体制表（例）	19
7 熱中症発生時（疑いを含む）の報告先	20
8 熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）	21



1 熱中症とは？

- ・高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもってしまうことで起きる健康障害の総称です。
- ・屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
- ・正しい知識があれば予防することができます。

1

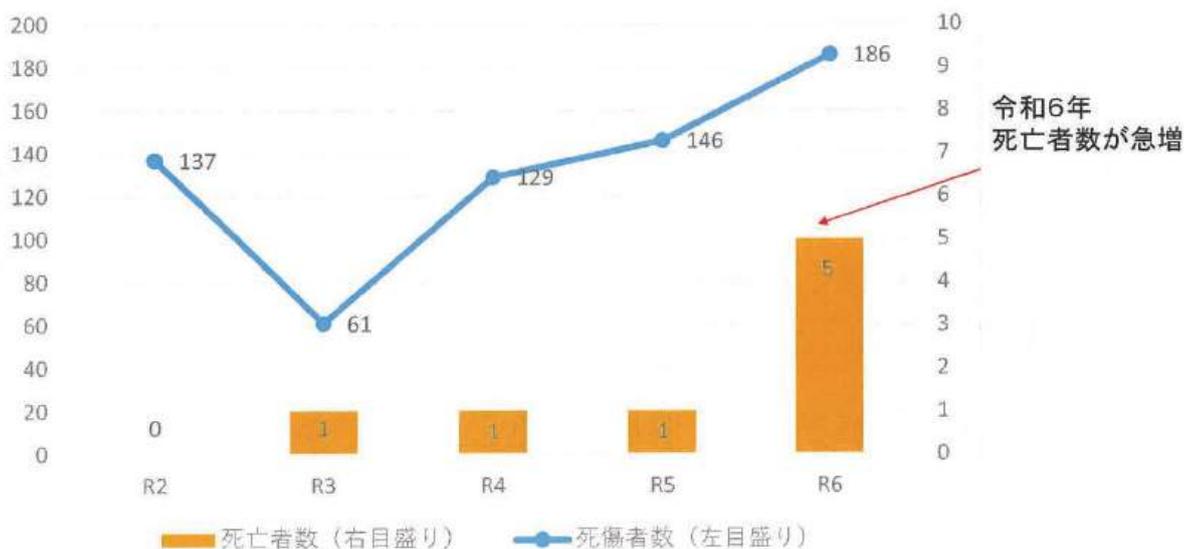
職場における熱中症による年間死傷者数



業務上疾病調:厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)

2

陸運業における熱中症による年間死傷者数



業務上疾病調: 厚生労働省 (死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)
 ※R6年死傷者数の数値は、令和7年1月7日時点での速報値。

2 熱中症はなぜ起こる？

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件

蒸し暑い環境

- ・高温多湿で無風の屋外作業
- ・空調設備のない屋内での作業
- ・工作機械等が密集している工場内
- ・炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- ・身体全体の筋力を使う作業
- ・長時間にわたる作業
- ・自己判断で休憩が取れない作業
- ・飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- ・二日酔い
- ・寝不足
- ・下痢(脱水状態)
- ・持病(糖尿病・心臓病等)

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる

熱中症の症状と重症度分類

重症度	症状	手当	
Ⅰ度	熱失神 めまい、立ちくらみ、顔面蒼白、吐き気 など	119番→応急手当 ・冷所で安静 ・身体を冷やす ・水分と塩分の補給 ・見守り(一人にしない)	
	熱けいれん (筋けいれん) 筋肉痛、手足がつる、こむら返り など		
Ⅱ度	熱疲労 口の渇き、めまい、頭痛、イライラする、倦怠感、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害 など	医療機関での治療が必要	
Ⅲ度	熱射病 意識がない、けいれん発作、身体が熱い、昏睡状態 など	入院治療が必要	

5

熱中症になりやすい人とは？



心配なことがある場合は、主治医・産業医に相談する

6

3 熱中症を予防するために

暑さ指数(WBGT)を知ろう。 WBGT=Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)

暑さ指数(WBGT)は、熱中症を予防することを目的とした指標
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

暑さ指数を **確認** する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症
予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

暑さ指数を **測定** する

WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこちら



<https://heccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>



7

なぜWBGTが必要なのか？

通常の「気温」だけでは、以下のような要因を見逃します。



湿度が高いと汗が蒸発せず
体温が下がらない



日差しが強いと
体感温度が上がる



風がないと熱がこもる

このように、熱中症の危険性は「気温」だけでは判断できないため、WBGTが使われています。
WBGTは「気温・湿度・日差し」すべてを考慮した“体感的な暑さの指数”で、熱中症を防ぐための行動の判断基準になります。

8

暑熱順化(暑さに慣れる)



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気を付ける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

9

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする
数日から2週間ほど続けて完了する

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回~毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回

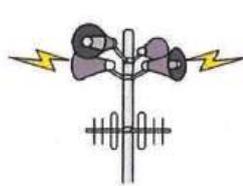
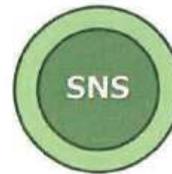


10

熱中症警戒アラート

4月下旬～10月下旬

前日夕方(17時頃)、または当日早朝(5時頃)に都道府県ごとに発表
テレビ・ラジオ・防災無線・SNSを通じて発信



熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



予防のために大切な健康管理

食事

1日3食摂ることで必要な塩分を摂取できる。起床時は脱水状態に陥るため、水分と塩分を摂取できる朝食は重要。



日本人の食塩摂取量の平均値：10.1g/日
(摂取目標の平均値：8gなので塩分摂取過多)
令和元年(2019)「国民健康・栄養調査」より

十分な睡眠

寝不足になると身体の体温コントロールが難しくなる。



水分補給

「喉がかわいた」と感じる前に水分補給をすることが重要。



適度な運動や大量の飲酒を控えることも大事

水分補給の注意点

⚠ 休憩時間だけでなく、仕事中にも水分を摂取

⚠ 塩分を同時に補給する



13

予防ドリンクの作り方

⚠ 作った日に飲み切る



14

休憩について



- **こまめに休憩** (命が大事、臨機応変に対応)
- **休憩時間を有効利用** (水分補給、身体冷却など)
- **作業時間帯の見直し、シフト制導入など**

(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安 (1時間当たり)
1℃程度超過	15分 以上
2℃程度超過	30分 以上
3℃程度超過	45分 以上
それ以上超過	作業中止が望ましい



(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値を元に算出



身体が暑さに慣れていない人は
これより長い休憩を推奨

- 配送中もこまめに日陰で休憩しましょう

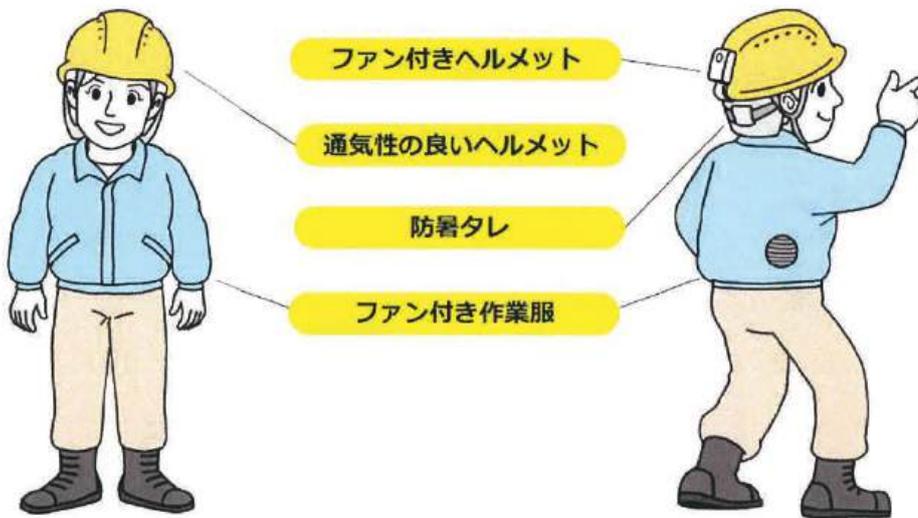


- 窓を開け、温度差を作らないようにしましょう



15

予防対策グッズの活用



クーラーボックス



タイマー



作業用パラソル



水分・塩分



クーラーベスト



16

4 熱中症に関する法令改正

- ・令和6年の職場における熱中症の死亡者数は31名と、3年連続で30名以上になっている。
- ・厚労省が行った分析によると、死亡災害のほとんどが、「初期症状の放置」や「対応の遅れ」が原因であることがわかった。
- ・死亡災害の約7割は屋外作業で発生していることから、気候変動の影響により更なる増加が懸念される。



これらの経緯を踏まえ、職場における熱中症対策について、**令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則(第612条の2を新設)**が施行されます。

今回の改正では、今まで行ってきた予防などの事前の対策に加え、熱中症のおそれがある者が**発生した際の早期対応**や、**悪化を防ぐための手順**について、あらかじめ整備することが求められています。

17

以下3点の対応が**事業者**に義務付けられます。

WBGTが28℃又は気温31度以上の作業場所において行われる作業で、継続して1時間以上または4時間を超えて行われる場合に、(WBGTについてはP12、13参照)

- ①熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症の疑いがある者を発見した者が、**速やかに報告できる体制(連絡先や担当者)の整備**
- ②熱中症の症状悪化を防止するための**必要な措置や実施手順を、作業場ごとに定める**
- ③上記①と②を**関係作業員に周知する**

基本的な考え方



18

現場に求められている対応①

①熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症の疑いがある者を発見した者が、**速やかに報告できる体制(連絡先や担当者)の整備**

異変を感じた作業員や異変に気付いた同僚等が、速やかに報告することのできる体制を整え、周知する必要があります。

異変を感じた際の連絡先(安全衛生推進者や衛生管理者など)をあらかじめ決めておきましょう。

さらに、設定した緊急連絡先は**常に報告を受けられる状態を保つことが重要**です。

例

熱中症発生時(疑いを含む)の報告先

責任者〇〇〇〇(電話〇〇-〇〇〇〇)

代理 〇〇〇〇(電話〇〇-〇〇〇〇)



常に連絡が取れる体制

19

現場に求められている対応②

②熱中症の症状悪化を防止するための**必要な措置や実施手順を、作業場ごとに定める**

熱中症のおそれがある者が発生した際に**重症化を防ぐためのフローチャートや緊急マニュアルを、あらかじめ作成する必要があります。**

当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察を受けさせるなど、熱中症の症状の悪化を防止するための手順を**現場の実情にあった形で、作業場ごとに明確に設定**しましょう。



20

盛り込むべき内容例

- ・熱中症が疑われる症状例(ふらつきなどの他覚症状、めまいなどの自覚症状)
- ・作業から離脱させる
- ・涼しい場所で休ませたり、水をかけたりして身体を冷却させる
- ・水分を摂取させる
- ・医療機関を受診するための判断基準(救急安心センター事業(#7119)の活用など)
- ・体調急変時の対応
- ・最寄りの医療機関の連絡先・所在地
- ・事業場における緊急連絡網

これらについて、**現場の実情にあった内容**で作成しましょう。

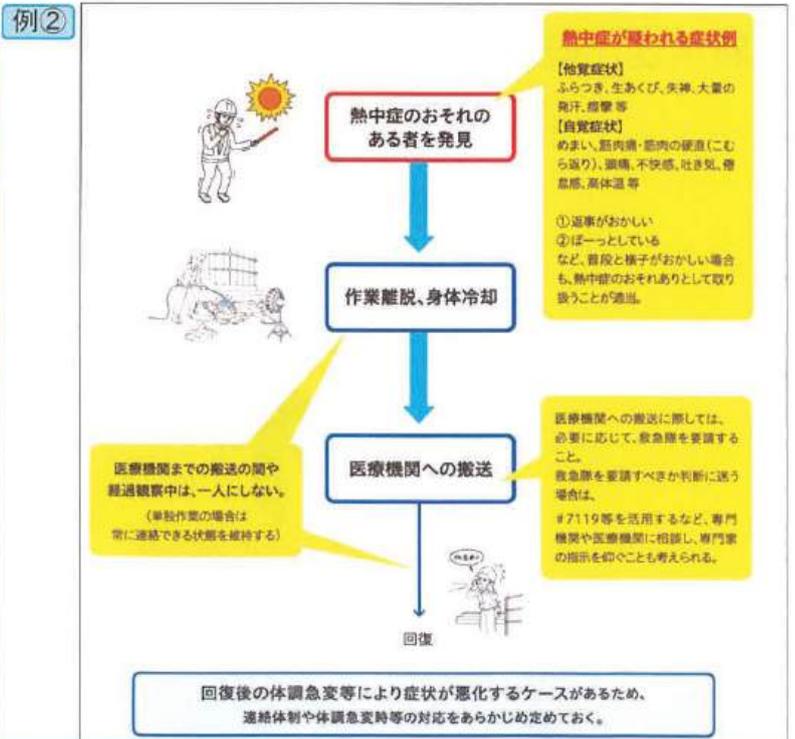
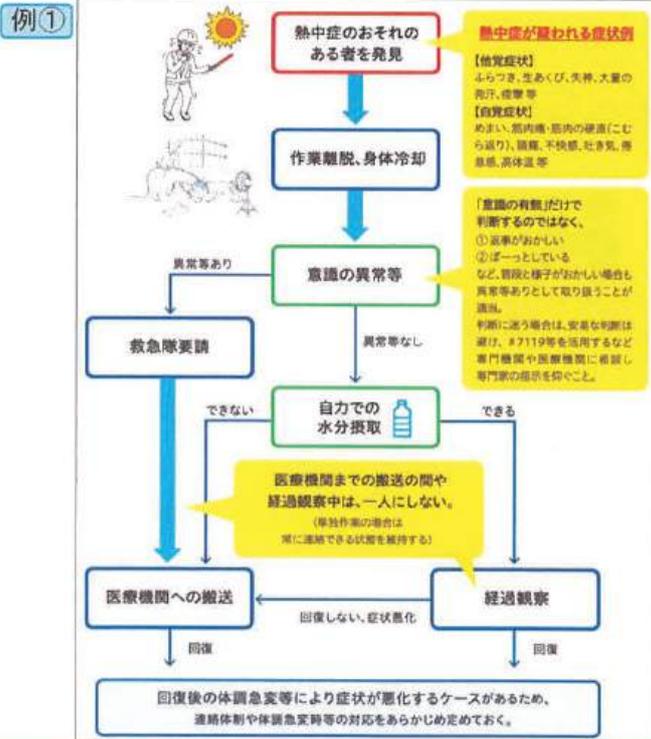
作成の際は、**陸災防及び全日本トラック協会作成のリーフレット**や、**厚生労働省作成のリーフレット**が参考になります。



陸災防及び全日本トラック協会作成リーフレット



厚生労働省作成のリーフレット



熱中症が疑われる症状例(自覚症状)

あれっ、何かおかしい



手足がつる



吐き気



なんとなく体調が悪い



立ちくらみ・めまい



汗のかき方がおかしい

汗が止まらない/汗がでない

すぐに疲れる

解説

「手足がつる」「立ちくらみ・めまい」「吐き気」「汗が止まらない。逆に汗が出ない」といったことがあれば、熱中症の可能性がります。また「なんとなく体調が悪い」「すぐに疲れる」といった症状がみられることもあります。

23

熱中症が疑われる症状例(他覚症状)

あの人、ちょっとヘン



イライラしている



呼びかけに応じない



フラフラしている



ボーッとしている

解説

他人から見てわかる症状もあります。周囲に「イライラしている」「フラフラしている」「呼びかけに反応しない」「ボーッとしている」このような人は、熱中症の可能性がります。

24

身体冷却法①

救急車到着までの応急手当が運命を左右する



水をかけて冷却する方法を動画で確認することができます。

2. 応急手当と水道水散布法/厚生労働省
<https://youtu.be/WvNCfm9XSWS?si=lxvCKZqMoye8HtEq>

作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

解説

救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。
熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。
作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。

25

身体冷却法②

水をかけられない場合



① 氷などを使って体温を下げる

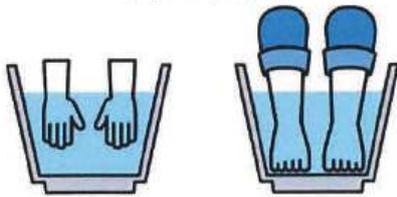


② 氷水でタオルを濡らして身体を冷やす
※体温で温まったタオルを交換しながら行う

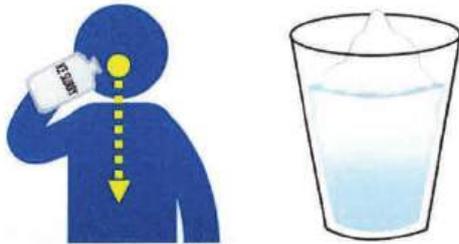
26

身体冷却法③

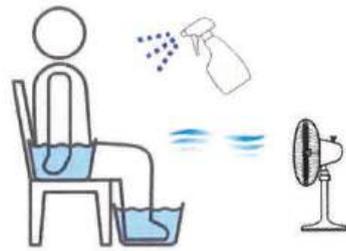
手足の冷却



アイススラリー（微細な氷と液体が混じりあった流動性のある氷飲料）の摂取



ミストファン（水の霧を送風機で飛ばす）による冷却



十分に涼しい休憩所に避難させる



27

医療機関への搬送

専門知識がないと、熱中症か判断できない



直ちに作業中止

119番

解説

熱中症が疑われる症状が見られたら、すぐに作業を中止して、119番してください。専門知識がないと、熱中症が判断できないからです。救急隊員なら応急処置ができます。病院に行けば、救急医が診察してくれるので安心です。



容態が急変することがあるので、絶対に一人きりにはしない

判断に迷う場合、#7119を活用

救急安心センター事業（#7119）の利用方法



※現在亡命中の病状の正確な診断、処置の可否、治療、搬送、見守り、輸送に関する情報は受けられません。※相談は無料ですが、通話料はご利用者の負担となります。

28

現場に求められている対応③

③ ①と②を関係作業者に周知する

連絡体制や対応手順について、あらかじめ関係作業者に周知を行う必要があります。

周知例



【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】

他にも、作業場への掲示や安全会議など、作業の実態に合わせて周知を行いましょう。
確実に周知するために、複数の方法を組み合わせるとより良いです。

29

熱中症に関する罰則について

WBGTが28℃又は気温31度以上の作業場所において行われる作業で、継続して1時間以上または4時間を超えて行われる場合に、

- ①熱中症の自覚症状がある作業員や、熱中症の疑いがある者を発見した者が、**速やかに報告できる体制(連絡先や担当者)の整備**
- ②熱中症の症状悪化を防止するための**必要な措置や実施手順を、作業場ごとに定める**
- ③上記①と②を**関係作業者に周知する**

上記の対策を怠った場合、

事業者には罰則として6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されるほか(労働安全衛生法第119条)、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されます(労働安全衛生法第122条)。

30

5 陸運業の熱中症事例

令和6年に発生した陸運業における熱中症事例(1)

発生月日	性	年齢	職種	経験	作業内容	災害の概要
1 6年 7月20日	男	59	貨物自動車 運転者	16年	トラックへの 荷積み作業 単独作業	10時58分から被災者と出荷元の所属労働者で10tトラックへの建材の積込作業を行った後、11時27分から被災者単独で積み込んだ建材の固縛作業を行っていたが、12時44分にトラック荷台の荷の上で意識を失って倒れている被災者が発見された。病院に搬送されたが後日死亡した。死因は熱中症による多臓器不全。 <u>(気温: 36.0°C)</u>
2 6年 7月23日	男	39	作業員	5年	ピッキング作 業	倉庫内1階で製品のピッキング作業中に突然転倒し、その後けいれんを起こし意識を失ったもの。病院に搬送されたが翌日、熱中症により死亡が確認された。 <u>(気温: 33.2°C)</u>
3 6年 7月28日	男	64	貨物自動車 運転者	30年	フォークリフ ト運転	親会社敷地内でフォークリフトを運転中、急性心不全により死亡。暑熱環境による熱中症の疑い。 <u>(気温: 35.7°C)</u>

31

令和6年に発生した陸運業における熱中症事例(2)

発生月日	性	年齢	職種	経験	作業内容	災害の概要
4 6年 8月2日	男	45	作業員	0年	自動車部品 の詰め替え	派遣先事業場の倉庫内で自動車部品の詰め替え作業に従事しており、午後3時頃、休憩所で手の痙攣などが認められた後、屋外へ出て突然走りだし転倒した。口から泡を吹きいびきをかいている状態であったため救急搬送されたが、8月4日に熱中症により死亡。高温多湿の作業環境。当日午後3時の倉庫内の気温 <u>39.3°C</u> 、湿度54%、WBGT値33.5であった。
5 6年 8月6日	男	69	作業員	50年	ガスボンベ の移動	顧客から引き取って来た空のガスボンベ(重量約50kg)を、トラックの荷台からプラットフォームへ降ろしていたところ、突然気分が悪くなり、その場にゆっくりと倒れ込んだ。同僚らにより救急要請し、当日の15時1分、搬送先の病院において熱中症により死亡。 <u>(気温: 32.6°C)</u>

32

好事例の紹介

運輸業（港湾運送業）の取り組み

1.WBGT値（暑さ指数）の活用

(1)WBGT値の実測

- WBGT値を責任者が倉庫入口付近及び本船内において常時測定している。
- 朝礼のタイミング及びアラームが作動した際に確認している。



WBGT指数計の設置

2. 熱中症予防対策

(1)作業環境管理

①WBGT値の低減等

- 作業場所にスポットクーラーや業務用扇風機を設置している。

②休憩場所の整備等

- 休憩場所にクーラー、飲料自動販売機を常設している。



スポットクーラー・業務用扇風機の設置



休憩場所に飲料自動販売機の設置

(2)作業管理

①水分及び塩分の摂取

- 休憩をこまめにとり、水分・塩分を摂取している。
- 瞬間冷却スプレーなどを用意している。
- 休憩時等に凍らせたペットボトルを握り、体温を下げています。
- 上屋内の冷蔵庫で凍らせたペットボトル飲料および経口補水液を用意している。



凍らせたペットボトルを常備

②作業中の巡視

- 職員及び作業会社の責任者が巡視を行い、作業者の顔色・行動の確認をしている。
- 安全掲示板を設置して熱中症に関する注意喚起をしている。
(特に高温部がある作業場所については注意を促している)

(3)健康管理

日常の健康管理等

- 体温測定を義務付けている。
- 毎日、朝礼や作業前ミーティングで健康状態の確認を行っている。

(4)労働衛生教育

- 労働衛生教育を適宜行っている。
- 熱中症予防の新しい情報がある場合には、その都度作業関係者にメールで共有するとともに、朝礼や作業前ミーティングで全員に教育している。

(5)救急処置

- 緊急時には、直ちに救急車を呼ぶよう指導している。
- 救急救命講習を受講している者が在籍している。
- 熱中症キット(経口補水液、瞬間冷却スプレー、瞬間冷却剤)や塩飴を準備している。



熱中症キットの準備



その他好事例も参考になりますー

熱中症対策事例紹介 ー企業別取組事例(令和3年度)ー/厚生労働省HPより

35

参考資料およびサイト

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド/厚生労働省
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>



自分でできる熱中症予防YouTube/厚生労働省
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/switch-on/>



救急安心センター事業(#7119)ってナニ？/総務省消防庁
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate007.html>



職場における熱中症による対策の強化について/厚生労働省
<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/002212913.pdf>



令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_20250228.html



STOP・熱中症！熱中症対策が義務化されますリーフレット
https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/heatstroke_measures_leaflet.pdf



36

熱中症連絡体制表（例）

熱中症の疑いがある人を発見 または 自己申告	
意識レベル、体調によって	
119番	○○病院 住所 ○○○○○ 電話 ○○○○○
【第一次連絡先】 所属先 ○○○○○ 氏 名 ○○○○○ 電 話 ○○○○○ つながらない時は、□□□□□（000-000-0000）へ。	
【連絡内容チェック】 <input type="checkbox"/> 担当部署・氏名 <input type="checkbox"/> 発生日時 <input type="checkbox"/> 発生場所 <input type="checkbox"/> 疑いのある者の情報（氏名・年齢・状態等）	
【第二次連絡先】 （所属長、安全衛生推進者、衛生管理者等） 所属先 ○○○○○ 氏 名 ○○○○○ 電 話 ○○○○○	
【事業場内報告・記録】 周知方法：館内放送・掲示・メール等	

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話 00-0000-0000）

代理者 ○○○○（電話 00-0000-0000）

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下

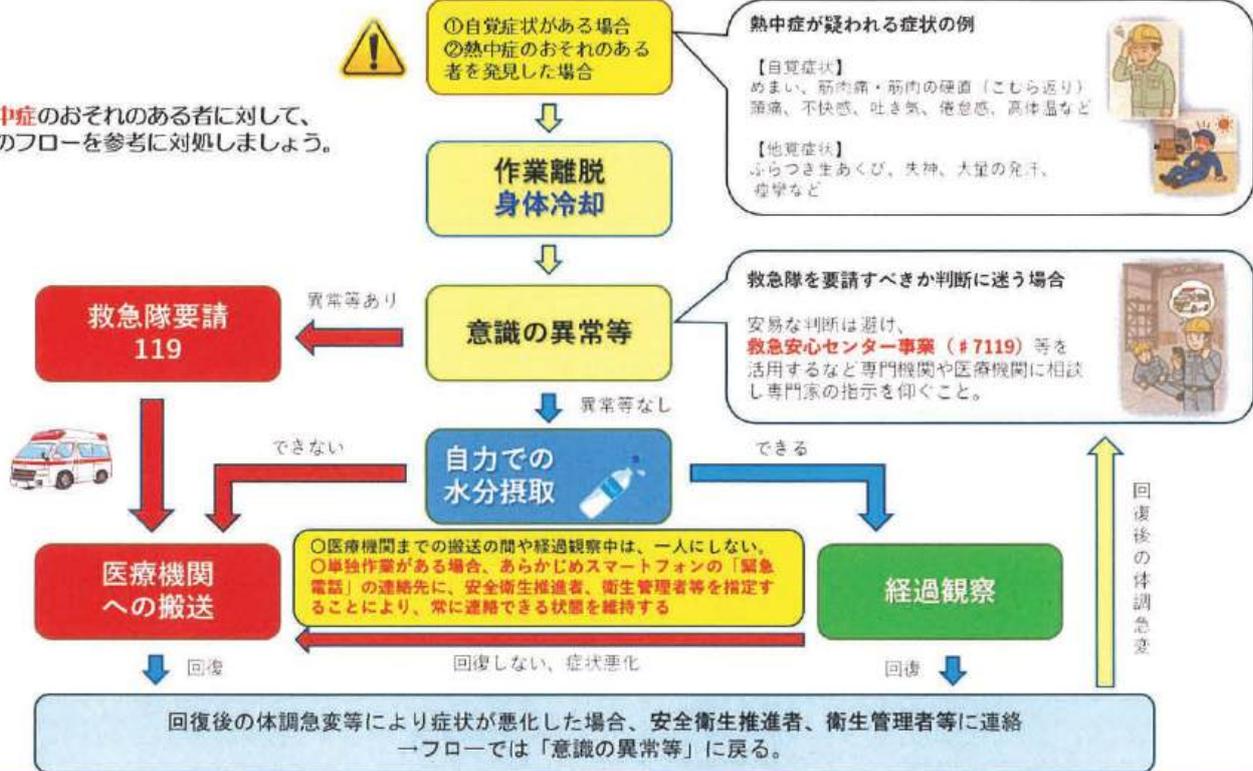


+

連続1時間以上又は1日4時間を
超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に処置しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がふる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ポーズとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05

このマニュアルは、以下の文献、ホームページ等を参考に陸運業向けに作成したものです。

【厚生労働省】

- ・働く人の今すぐ使える熱中症ガイド
- ・職場における熱中症対策の強化について
- ・自分でできる熱中症予防（動画）
- ・職場における熱中症予防対策マニュアル
- ・熱中症対策事例紹介

【環境省】

環境保健マニュアル 2022

【総務省消防庁】

救急安心センター事業（#7119）ってナニ？

2025.06

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		FAX番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251





めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

令和7年4月
高松主管支所

「e ナスバ」スタートのお知らせ

運行管理者指導講習が e ラーニングで受講可能に

運行管理者指導講習について、ナスバでは、新たに国土交通省より e ラーニング講習の認定を取得し、これまでの対面・動画視聴講習に加え、令和6年12月から、一般講習及び基礎講習の e ラーニング講習 (e ナスバ) を開講いたしました。

「e ナスバ」では、AI による本人認証等の不正受講防止対策を行い、対面等の講習と同等の水準での指導講習を提供、インターネットを利用し、お手元のカメラ付きパソコン・タブレット等から、いつでも任意の場所で受講いただけます。

受講者の皆様方の利便性に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご利用ください。

受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。
さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「e ナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、8月受講の場合、8/1から受講が可能となり、8/30までに受講を完了する必要があります。(受講期間を任意に設定することはできません。)

また、申込期間は、受講する月の前々月中旬から前月初旬となります。詳細期日は、ナスバHPをご参照ください。

※2 交付金(各協会による受講料等の助成)については、香川県バス協会、香川県トラック協会までお問い合わせください。

e ナスバ (e ラーニング講習) の申込み URL

https://www.nasva.go.jp/fusegu/moushikomi_shidou.html

※ 従来からの対面(動画視聴)講習も、こちらからご予約できます。



会員名簿の変更等について

令和7年9月1日

当協会発行の会員名簿(令和7年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
3	日本通運 株式会社 四国支店	【 変 更 】 所在地 〒760-0065 香川県高松市朝日町6丁目8-3
3	総合警備保障 株式会社 香川支社	【 変 更 】 ALSOK 株式会社 香川支社
4	有限会社 甲商事	【 退 会 】
4	日本郵便 株式会社 高松南郵便局	【 退 会 】
7	株式会社 長船回漕店 高松営業所	【 入 会 】 代表者 長船 亘祐 指定代表者 奴賀 和仁 所在地 〒761-8012 香川県高松市香西本町1-45 TEL(087)881-5231 FAX(087)881-5232
15	株式会社 ロジ・ジャパン	【 入 会 】 代表者 谷本 育生 所在地 〒762-0064 香川県坂出市番の州町10-6 TEL(0877)35-8889 FAX(0877)43-7154

ページ	会社名他	変更内容
22	株式会社 ゼファロス	【 入 会 】 代 表 者 森 公三 所 在 地 〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間337-5 TEL(0875)83-5944 FAX(0875)83-6714
22	株式会社 優輪商事 香川営業所	【 入 会 】 代 表 者 豊島 優助 指定代表者 前田 公勝 所 在 地 〒768-0103 香川県三豊市山本町財田西938-1 TEL(0875)24-9901 FAX(0875)24-9903
22	四国福山通運 株式会社 大野原営業所 ※支部会員から賛助会員に変更	【 入 会 】 代 表 者 奥野 民男 指定代表者 入出 健 所 在 地 〒769-1611 香川県観音寺市大野原町大野原3977-1 TEL(0875)52-2000 FAX(0875)52-6388

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。